

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年3月定例会

議案の 件名	議案第30号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> ）
-----------	--	------------	--

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>交野市消防団員等公務災害補償条例は、非常勤消防団員に係る損害補償及び消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び水防に従事した者に係る損害補償並びに応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とするもの。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市も同様に改正される。</p>												
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）において、損害補償の算定の基礎となる額（以下「損害基礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められており、平成28年11月に給与法が改正され、扶養手当の支給額が段階的に変更されることから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分について、改正を実施する必要がある。</p>	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">総事業費</td> <td style="width: 16.6%;">国庫支出金</td> <td style="width: 16.6%;">府支出金</td> <td style="width: 16.6%;">市債</td> <td style="width: 16.6%;">その他</td> <td style="width: 16.6%;">一般財源</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源							
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>○「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）が平成28年11月に改正され、平成29年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されること。</p> <p>○「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）において、損害補償の算定の基礎となる額（以下「補償基礎額」という。）の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている。</p> <p>○給与法が上記のとおり改正されたことから、平成30年度以降についても、基準政令で定められている扶養親族加算額の改正を実施する必要がある。</p> <p>○「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）」が平成30年2月7日に公布。同年4月1日に施行。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">“かたのサイズ”をめざす 像 (主要3つ)</td> <td>66. 災害や事故、急病時の迅速な、適切な対応に備えている。 67. 火災や事故、犯罪が少なくなる。 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">計画名称</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす 像 (主要3つ)	66. 災害や事故、急病時の迅速な、適切な対応に備えている。 67. 火災や事故、犯罪が少なくなる。 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。	計画名称		策定年度		計画期間					
“かたのサイズ”をめざす 像 (主要3つ)	66. 災害や事故、急病時の迅速な、適切な対応に備えている。 67. 火災や事故、犯罪が少なくなる。 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている。												
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span>（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>平成30年4月1日</p>												
<p> </p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">担当部局</td> <td style="width: 20%;">担当課</td> <td>交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>総務課</td> <td><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span>・無</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	消防本部	総務課	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無						
担当部局	担当課	交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表											
消防本部	総務課	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無											

## 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」(昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。)において、損害補償の基礎となる額(以下「補償基準額」という。)の加算額及び加算の対象については、「一般職の職員の給与に関する法律」(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められている。

平成28年11月に給与法が改正され、この中で扶養手当の支給額及び支給対象が改定されたことから、基準政令で定められている扶養親族加算額についても平成29年度以降段階的に改正されました。災害発生日に当該非常勤消防団員等に扶養親族がある場合、常勤職員の扶養手当に準じて、補償基礎額に一定の金額を加算することとなりました。そのため、交野市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第20号)の一部についても同様の改正をする必要が生じたため改正を行うもの。

### 2. 条例一部改正案の内容

基準政令において定められている、「扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額」(以下「加算額」という。)は、給与法の扶養手当支給額を日額換算(30で除し、1円未満は四捨五入)したものと定められていることから、配偶者に加算される額を「333円」から「217円」に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に加算される額を1人につき「267円」から「333円」に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び重度心身障害者のいずれかに該当する配偶者及び扶養親族に係る子がない場合、1人につき「300円」から「217円」に改正するもの。

### 3. 施行日

平成30年4月1日

交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき_____ 333円 _____</p> <p>_____ を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号_____に該当する扶養親族については333円を_____、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>